

書記政策推進交付金対象事業の実施にあたってのお願い

1. 自治労の書記政策（別紙：2004 年 8 月第 75 回定期大会決定）に基づいた諸施策の実施をお願いします。

その際、県本部担当役員と単組・県本部書記との間で、自治労の書記政策に関わる進捗状況を確認し、今後の対応について協議していただきますようお願いいたします。

2. とりわけ書記政策推進交付金対象事業である「書記会議」や「書記を対象とした研修」について、その充実と多くの参加者の結集をはかるため、県本部担当役員と単組・県本部書記との間で、企画について協議したり、アンケートを実施する機会を設けるようお願いいたします。

※ お問い合わせについては、自治労本部 総合企画総務局（総務担当：角本）までお願いします。

【別紙】

自治労の書記政策

第75回定期大会決定（2004年8月）

はじめに

自治労の書記政策は、1974年8月第5次組織強化長期計画付属方針「自治労書記政策の確定について」（以下、74年書記政策）が基本となってきましたが、策定後すでに四半世紀を経過し、その基本を踏まえながらも、今日的に見直すことが求められています。

74年書記政策は、ILO87号条約の批准にともない公務員労働者の在籍専従が制限されるなかで、離籍専従制度の確立と対応して専従役員（機関役員）と書記によって担われる書記局体制を強化していくために、書記の位置付けと労働条件を確立することをめざしたものです。74年書記政策は、書記の自治労運動推進者としての位置づけ、書記の組合員化、組合員を基準とした賃金・労働条件の確立、書記会議の設置をうたっています。これら書記政策の基本的な課題は、時間を経るなかで、次第に自治労の各級機関に定着してきました。

一方、2002年の人事院勧告が史上初のマイナスとなるなど長引く景気低迷と自治体財政危機を背景とした地方公務員賃金の切下げ、行政改革の進展にともなう地方公務員の定員抑制・削減によって、自治労は、産別組織総体としての組合員と組合費収入の減少という、これまでにない事態に直面しています。また、市町村合併の進行は、自治労組織そのものの単位の変更を根本から迫るものとなっています。このようななかで自治労は、地方分権を担うための自治体改革運動・政策闘争の強化、地方公務員に限らない幅広い組織化による地域公共サービス産別の建設、民主的公務員制度改革などの新たな課題に取り組んでいます。また、著しい発展を遂げた自治労産別の自主福祉運動は、金融自由化のもとで事業体質の強化がはかられています。さらに、自治労においても情報化が飛躍的に進展しており、各級機関の業務や運動推進においてコンピュータの利用が拡大しています。21世紀に突入し、書記をとりまく状況は大きく変化しており、書記に求められる役割や条件も整理し直す必要があります。

書記政策の基本

自治労は、全組合員の運動への自発的参加によって進められていますが、その運動と組織運営の中軸を日常的に担っているのは、役員と自治労各級機関に雇用される書記であり、書記は自治労のあらゆる運動の推進のために積極的な役割を果たさなくてはなりません。そのために、

① 書記は、自ら自治労の一員であることを自覚し、また、自治労運動と組織

運営の重要な役割を担う立場にあることを認識して、自治労の発展に積極的に参画します。

- ② 役員と書記は、共に自治労運動を推進していく上での良好なパートナーシップを築き上げます。
- ③ 役員と書記は、自治労が組合員のために存在することを認識し、組合員に対する説明責任を果たし、公正で民主的な組織運営に努めます。
- ④ 書記は、自治労の諸活動にともなうさまざまな業務を担うために、基本的な知識を身に付けるとともに、業務処理技術・専門的知識の習得に努めます。
- ⑤ 役員は、各級機関が責任を持って書記を雇用していることを踏まえ、書記が任務をまっとうできる条件整備に努めるとともに、書記の運動参加と技能向上のための研修の機会を十分に確保します。

書記政策の具体化

- ① すべての書記の自治労組合員化を進めます。組合員化は、書記を雇用する単組の組合員とすることを原則としますが、それによりがたい場合は、県本部の書記労・直属支部の組合員とします。
- ② 所属する単組・各級機関ごとに書記局会議を定期的に行い、役員と書記の意思疎通・情報交換をはかります。
- ③ 自治労の補助機関としての書記会議（評議会）の活動を本部・地連・県本部において、確立します。県本部・単組は、所属する書記の書記会議への参加を保障します。
- ④ 自治労全体の書記研修制度を確立するとともに、県本部・単組においても書記研修を充実させます。自治労と自治労共済は、全国書記会議と協力して、書記研修制度を整備します。県本部・単組は、所属する書記が書記研修や自治労の各級機関が実施する研修に参加できるよう配慮します。
- ⑤ 書記の賃金・労働条件は、当該単組組合員の条件を基準とし、恒常的な業務には正規雇用を原則とします。そのため、書記を雇用する単組・各級機関は、長期的な財政確立・人件費確保に留意し、雇用契約の締結、就業規則の制定をはじめ、労働諸法規を遵守するとともに、必要な福利厚生を確保します。とりわけ、単組において、書記の賃金・労働条件が確保されるよう県本部・本部は必要な援助・指導を行います。
- ⑥ 専従役員・書記を対象とした全国的な福利厚生事業については、長期的な視点に立って、安定的な運営をはかります。
- ⑦ 書記の多数が女性であることに留意し、自治労方針に基づいて、採用、人材育成、任務分担、賃金・労働条件における男女平等の職場づくりを書記局においても進めます。